

「簡易型 AIS 及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件(案)」 に関する意見募集の結果及びそれに対する海上無線通信委員会の考え方 (案)

(社・団体名五十音順)

No	意見提出者	意見の内容	委員会の考え方
1	小浜漁業無線局	<p>第5章の5.4 小型船舶救急連絡装置に使用する周波数の検討で、「船舶が自ら所属する海岸局だけでなく、他の海岸局にも通報できるように全国一律の共通周波数により救急連絡情報を受信側へ伝送する方法について検討した結果、一定の推奨する周波数を定めるとともに地域ニーズに応じて送信周波数を選定できる方式とした」とありますが、送信側に周波数の選択設定を求めることはシステムエラーを招く恐れがあり、受信側（海岸局）で周波数を常時スキミングして任意の周波数の受信ができる状態で待ち受ける方式にした方が、システムエラーの回避と混信や雑音の排除が可能になると考えます。また、参考資料6の16の小型船舶救急連絡装置の導入について（1）24時間ワッチ体制との連携に関しまして、海岸局相互の安価（導入、経費面共低コスト）で、高信頼のネットワーク回線の確立を早期にお願いします。</p>	<p>ご意見のうち、周波数の検討については、受信側（海岸局）で周波数をスキミングする方式が前提ではありますが、現在の記述では、誤解を生じる可能性がありますので、「一定の推奨する周波数を定める方式又は地域ニーズに応じて自由に送信周波数を選定できる方式とした」に修正いたします。</p> <p>なお、海岸局のネットワーク回線については、小型船舶救急連絡装置等の技術的条件に対する意見ではないことから参考として承ります。</p>

No	意見提出者	意見の内容	委員会の考え方
2	個人（匿名）	<p>（１）AIS と VHF についての無線従事者および船舶局の免許撤廃</p> <p>A I S の操作は、「無線従事者の管理の下で無線従事者以外の者が行うことができることとします」となっているものの、特に４級小型船舶のプレジャー船では、依然として AIS トランスポンダの設置には免許の壁がある。一方で、免許の必要でない AIS レシーバーは普及が見られている。あたごの事故があったが、現在地と進路などの開示が必要なのは、事故の多い小型船舶であるのに、その小型船舶が AIS トランスポンダの設置が行い難い環境にあるのは問題である。</p> <p>マリン VHF といわれるプレジャー船の無線が設けられているが、沿海を航行する船舶には他国籍船や外国人海員も多く、国内の法令の辻褃合わせによる規格では、相手方との通信に不自由することも多く考えられる。</p> <p>出力をしばった国際 V H F 送受信機と AIS については無線従事者や船舶局の開局に関する免許、船舶局の定期検査を不要にする必要があるのでは無いかと思われる。</p> <p>（２）免許の不要な簡易型 AIS の仕組みづくり</p> <p>免許が不要という事が呑めないのであるならば、簡易型 AIS の設置する動機づけが希薄になりかねない。海上の安全の確保のために、代替のインフラストラクチャを整備する必要も考慮するべきである。</p> <p>陸上局に AIS 相当の符号を通信し、無線従事者のいる陸上局から AIS の情報を送出してもらえば、該当する海域の小型船舶は自船の静的動的情報を他船に開示できる。通信手段として携帯電話の packet 通信サービスを用い、老人や子供の所在地確認で用いられる GPS 携帯の機能で得られる程度の位置情</p>	<p>今回の意見募集の対象は「簡易型 A I S 及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件」であることから、いただいたご意見については参考として承ります。</p>

No	意見提出者	意見の内容	委員会の考え方
		<p>報を、携帯電話のメール機能を使って陸上局に伝達し、船舶の静的情報として連絡をとるための携帯電話番号を付与すれば、最低限のレジャー船同士の安全確保は、日本船籍同士の事故を前提とする限り、高める事が可能になるだろう。</p> <p>送信の方法については、漁船であれば漁業無線、レジャー船であれば400MHz 無線電話も用いることが出来る。AIS の規格には無いが、この携帯電話や 27MHz/400MHz 無線での AIS 情報の送信と陸上局からの再送という仕組みが、東京湾や伊勢湾・瀬戸内という稠密海域においてだけでも整備されると事故の減少に寄与する可能性がある。VHF16ch の傾聴は免許等の不要な受信機だけでも可能である。</p> <p>しかし、この方法は既に設置されている大型船の AIS にとっては規格に無い携帯電話の表示が出来ない事、さらに他国籍船では船舶相互の通信が出来ないことも相俟って、利便性は限定されるものとなろう。抜本的には、簡易型の AIS ではなく、免許や設置事務作業の簡易化が不可欠なのであろう。</p> <p>(3) 転落事故とキッズケイタイ</p> <p>一人乗りの小型漁船の転落事故については、子供の見守り携帯電話サービスに応用すべき技術が見られる。F801 の「おまもりモコン」では携帯電話から離れた場合、携帯が位置情報を発信してくれる。エンジンの停止などの高度な仕様は満たさないが、民生品の安価な普及品で最低限のサービスを行う仕組みも不可欠ではなかろうか。</p>	